

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年2月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500330号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500055号

第1 結論

請求期間のうち、昭和61年3月については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年3月から昭和63年3月まで

私は、20歳(昭和59年*月)から昭和63年10月にアルバイト先の会社で初めて厚生年金保険に加入するまで、継続して国民年金に加入し、請求期間の保険料については、亡き父親に同行してもらい、毎年、免除申請をしていた。しかし、私の年金記録は、昭和61年3月31日付けで被保険者資格が喪失され、昭和61年3月から昭和62年3月までは、国民年金に未加入とされており、専門学校を卒業(昭和62年3月)後の、昭和62年4月から昭和63年3月までの保険料は未納とされている。国民年金に未加入とされている期間は、厚生年金保険に加入した覚えは全くなく、保険料が未納とされている期間も免除申請していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の年金記録について、オンライン記録によると、請求期間及びその前後期間の国民年金の被保険者資格については、昭和59年*月*日に取得、昭和61年3月31日に同資格を喪失、その後、昭和62年4月1日に再取得、昭和63年10月1日に同資格を喪失したとされており、当該被保険者資格を取得している間の保険料については、請求期間前後に当たる昭和59年度、60年度及び63年度は免除され、請求期間の一部である昭和62年度は未納とされている。これに対し、請求者は、被保険者資格については、昭和59年*月*日から昭和63年10月1日まで継続していたはずであり、保険料については、全て免除されていたはずであるとして、自身の年金記録の訂正を求めている。

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、20歳に到達した昭和59年*月頃に払い出されたものと推認され、請求

者の国民年金の加入手続は、その主張のとおり、20歳到達時に遅れることなく適切に行われているため、請求者は、年金制度への関心が高かったことがうかがえる。

また、請求者が在学していた専門学校は、請求者の主張のとおり、請求期間のうち、昭和62年3月まで同校に在学していたと証明しているほか、前記のとおり、請求期間前後の保険料は、いずれも免除されており、請求者は、請求期間当時、内職等をしてきたが、家族の支援がないと生活が成り立たなかったとしているため、経済状況に大きな変化はなかったものと推察され、保険料の免除申請を行ったとすれば、保険料が免除されていた可能性が見受けられる。

さらに、請求期間のうち、昭和61年3月について、日本年金機構A事務センターは、当時の資料が確認できないものの、i) 請求者が在学していた専門学校の学生に係る国民年金の取扱いについては、昭和61年3月までは強制加入、制度改正により、昭和61年4月から任意加入の対象者であったものとみられ、請求者が昭和62年3月まで在学していたのであれば、現在、未加入とされている昭和61年3月は強制加入被保険者期間として取り扱うべき期間と考えられること、ii) 昭和60年度については、当初、昭和61年3月の保険料を含む1年度分が免除されていたが、被保険者資格が昭和61年3月31日付けで喪失されたことに伴い、昭和61年3月の保険料の免除が取り消されたものとみられ、上述のとおり強制加入被保険者期間として取り扱うべき期間である点を踏まえると、昭和61年3月の保険料は免除されていたとして取り扱うべき期間と考えられる旨の見解を示している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和61年3月の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和61年4月から昭和63年3月まで（昭和61年度及び62年度）について、請求者は、毎年、父親に同行してもらい保険料の免除申請をしたと陳述しているものの、その時期及び場所の記憶は必ずしも明確ではなく、父親も既に亡くなっていることから、当該期間に係る保険料の免除申請の具体的な詳細は不明である。

また、請求期間のうち、昭和61年4月から昭和62年3月まで（昭和61年度）について、上述の日本年金機構A事務センターの見解のとおり、当時、専門学校の学生であった請求者は、当該期間において国民年金の任意加入対象者であったものとみられるところ、任意加入被保険者は、制度上、保険料の免除規定が適用されず、免除申請を行うことができないことから、保険料の免除申請を行っていたとの請求者の陳述に即して考えると、当該期間が国民年金に未加入とされていることに不自然さは見受けられない。

さらに、請求期間のうち、昭和62年4月から昭和63年3月まで（昭和62年度）について、前記のとおり、オンライン記録において、請求者は、当該期間の被保険者資格を再取得（昭和62年4月1日取得）していることとされているものの、当該再取得に係る事務処理は、昭和63年7月頃に行われたこととされており、請求者に対して、上述の昭和59年*月に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、当該再取得に係る加入手続は、この頃に行われたものとみられ、この加入手続の際に、請求者が専門学校を卒業

し、強制加入対象者となった昭和 62 年 4 月 1 日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、当該加入手続が行われるまでの間は、国民年金に未加入であり、昭和 62 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの保険料に係る免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

加えて、当時の保険料の免除制度について、被保険者が保険料の免除申請を行った際に免除が承認される期間の始期は、申請のあった日の属する月前における直近の基準月からとされていたところ、請求者に係る請求期間直後（昭和 63 年度）の保険料の免除申請については、オンライン記録では昭和 63 年 7 月頃に行われたこととされており、当該免除申請によって保険料の免除が承認された期間は、直近の基準月に当たる昭和 63 年 4 月からとされていたことが確認でき、この請求期間直後の免除に関する事務処理は、制度上の取扱いとも一致し不自然さは見当たらない。このため、請求者は、上述のとおり、昭和 63 年 7 月頃に昭和 62 年 4 月 1 日以降の被保険者資格の再取得に係る加入手続を行うとともに保険料の免除申請を再開し、請求期間直後から保険料が免除されていた状況がうかがえる。

このほか、請求者が請求期間のうち、昭和 61 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、昭和 61 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500337 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500056 号

第 1 結論

昭和 62 年 2 月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 36 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 62 年 2 月から平成 2 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 1 月に勤務先を退職し、昭和 62 年 2 月に婚姻したが、その頃に国民年金の加入手続を A 区役所で行い、その後、毎年、送られてきた納付書を用い保険料を納付した。保険料を納付したため、夫にその旨伝え、夫の所得から保険料分を控除するよう会計事務所に依頼してもらった。夫の昭和 62 年分から平成元年分までの給与所得者の保険料控除申告書にも保険料の控除の記載があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間を除く国民年金の加入期間において保険料を全て納付しているとともに、平成 3 年 7 月以降の保険料は全て前納していることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、請求期間のうち、昭和 62 年 2 月から平成元年 12 月までについて、請求者及びその夫から昭和 62 年分から平成元年分までの給与所得者の保険料控除申告書（以下「控除申告書」という。）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）が提出されているところ、その記載には加筆、訂正はなく、控除申告書及び源泉徴収簿の記載内容は一致している上、控除申告書の裏面には当時の生命保険等の書類も添付されていることから、これら提出された資料については、当時作成されたものであることが認められる。

さらに、当該控除申告書の「社会保険料控除」欄には、社会保険の種類として「国民年金」との記載があり、その各年分の金額は、当時の保険料の合計額とおおむね一致している上、当該控除申告書の作成業務を受託していた会計事務所は、保険料については、当時、納付の有無を確認した上で、金額を記載した旨回答していることから、請求者が主張するとおり、当該期間に係る保険料が納付されて

いた可能性がうかがわれる。

加えて、請求期間のうち、平成2年1月から同年3月までについて、請求者及びその夫から当該期間に係る控除申告書等の資料の提出はないものの、当該期間の前後において、夫の職業に変更はなく、住所に変更もないなど、生活状況に大きな変化がみられず、上述のとおり、請求者は保険料の納付意識が高かったことを踏まえると、請求者が、3か月と短期間である当該期間の保険料を納付したものと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500571 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500261 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成 25 年 7 月 31 日の標準賞与額を 41 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 7 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 7 月 31 日

A社から平成 25 年 7 月 31 日に支給された賞与に係る年金記録は、現在、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。私が A社から賞与を支給され、保険料が控除されたのは確かであり賞与明細書を提出するので請求期間について、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間の賞与支払明細書、B社から提出された当該期間の支給控除一覧表及び平成 25 年分所得税源泉徴収簿により、請求者は、当該期間において事業主から 41 万円の賞与の支払を受け、41 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500558 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500262 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 37 年 5 月 2 日に訂正し、昭和 37 年 4 月の標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 37 年 4 月 30 日から同年 5 月 2 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和 37 年 4 月 30 日から同年 5 月 2 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 4 月 30 日から同年 5 月 2 日まで

請求期間について、訂正請求記録の対象者は短期間で同じ会社に再就職したとは考え難い。A 社で研修を受けた後、同社 C 工場に異動したものであるため、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社及び複数の同僚からの回答等により、訂正請求記録の対象者は、A 社に継続して勤務し（昭和 37 年 5 月 2 日に同社本社から同社 C 工場に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和 37 年 3 月の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と

回答しているが、事業主が保管している訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が、昭和 37 年 4 月 30 日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険出張所（当時）は、訂正請求記録の対象者の昭和 37 年 4 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500498 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500264 号

第 1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成 20 年 7 月 31 日は 5 万円、平成 20 年 12 月 19 日は 5 万円、平成 21 年 7 月 21 日は 15 万円、平成 21 年 12 月 21 日は 5 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 31 日、平成 20 年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 21 日及び平成 21 年 12 月 21 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 7 月 31 日、平成 20 年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 21 日及び平成 21 年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 12 月
② 平成 20 年 7 月
③ 平成 20 年 12 月
④ 平成 21 年 7 月
⑤ 平成 21 年 12 月

A社から賞与が支給されていたが、請求期間①から⑤までの標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間②から⑤までについて、請求者から提出された取引履歴調査結果及び同僚が所持する賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間において事業主から賞与を支給され、賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認

められる。

したがって、請求期間②から⑤までに係る標準賞与額については、取引履歴調査結果に記載されている振込額、同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料率により、請求期間②は5万円、請求期間③は5万円、請求期間④は15万円、請求期間⑤は5万円とすることが必要である。

また、請求期間②から⑤までに係る賞与の支払日については、前記取引履歴調査結果の振込日から、請求期間②は平成20年7月31日、請求期間③は平成20年12月19日、請求期間④は平成21年7月21日、請求期間⑤は平成21年12月21日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑤までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①について、前記取引履歴調査結果によると、A社から当該期間に係る賞与が振り込まれた記録がない上、同社は当時の資料がない旨回答していることから、当該期間における賞与支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500386号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500263号

第1 結論

請求者のA事業所における昭和45年9月13日から昭和48年8月1日までの期間及び昭和49年1月1日から昭和57年6月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和25年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 昭和45年9月13日から昭和48年8月1日まで
② 昭和49年1月1日から昭和57年6月1日まで

私は昭和41年3月から昭和57年5月末日までの期間、一貫してA事業所に勤めたが、昭和45年9月13日から昭和48年8月1日までの期間及び昭和49年1月1日から昭和57年6月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の記録から、請求者が当該期間においてA事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A事業所は、昭和45年9月13日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間①は適用事業所として確認できない。

また、当時の事業主からは、請求期間①における厚生年金保険の取扱いについて回答が得られない。

さらに、A事業所において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚は、給与明細書はなかった旨回答しており、請求者自身も同様の陳述をしていることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間②について、雇用保険の記録から、請求者が当該期間においてA事業所に勤務していたことは認められるものの、当該事業所は昭和49年6月3日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

また、当時の事業主からは、請求期間②における厚生年金保険の取扱いについて回答が得られない上、A事業所において厚生年金保険被保険者記録のある同僚からも回答が得られないことから、厚生年金保険料の控除について確認す

ることができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。